

京都市建設局所管公園等の指定管理者募集に係る質問に対する回答について

1 共通

No	質問内容	回答
1	応募様式について、記載欄に収まらない場合は、同一様式を追加して提出して差し支えないでしょうか。	ページ枚数の制限はありません。提案内容に応じて必要な文量を記載してください。ただし、記載にあたっては、過度に長大なものとはせず、簡潔明瞭な記載としてください。
2	申請者が市内中小企業等については、審査合計得点の2%が加点されるとされていますが、共同事業体は代表構成団体だけが該当していれば加点対象となるのでしょうか。	共同事業体で応募する場合に、共同事業体の代表となる団体が市内中小企業及び市内に本拠を置く団体であれば、加点対象となります。
3	指定管理者が公園活性化のためのイベントを他団体との共催により実施する必要もしばしばあると思われます。募集要項3 運営に係る基本的事項 (4) 地位の譲渡及び業務の再委託等においては、再委託できる業務が限定されていますが、イベントを共催することは、業務の再委託には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。 また、イベント主催者である指定管理者が、イベント運営の一部を担う共催者に対し、必要な経費を支払う場合においても、業務の再委託に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	指定管理者が、他団体とイベントを共催することは業務の再委託には該当しません。また、共催でイベントを実施するにあたり、必要な経費のやり取りが発生する場合もあると考えられますが、こちらも業務の再委託には該当しません。ただし、本市が認める業務を除いて、地位の譲渡及び業務の再委託等は認められませんので、イベントの利用に係る許可については、指定管理者で実施いただく必要があります。
4	利用料金制の対象施設において、施設・設備の故障により利用を停止せざるを得ない場合の減収や費用の責任分担についてご教示ください。 5 指定管理者と本市の責任分担の表によると、施設及び設	各施設の管理運営業務仕様書 5 指定管理者と本市の責任分担に記載のとおり、修繕に要する措置等により利用料金収入が減額となった場合において、本市はその減収分を補填しません。管理費用についても同様です。 このため、梅小路公園遊戯用電車の故障等に伴う利用料金の減少及び利用停止期間中

	<p>備等の修繕については「経年劣化による損傷及び第三者の行為から生じた損傷で、相手方が特定できないもの」のうち1件100万円未満の修繕は指定管理者の責任、1件100万円以上は京都市の責任となりますが、この修繕期間の利用料金収入の減収や管理費用の負担の責任区分はどのようになるでしょうか。</p> <p>特に、具体的には、梅小路公園遊戯用電車は老朽化が進み、近年、故障や利用停止措置が長期化する傾向にあります。このような利用停止期間中の利用料金収入の減収分、及び運転手、車掌等の人件費負担等についての責任区分はどうなるでしょうか。</p>	<p>の運転手、車掌等の人件費負担等の必要経費については、指定管理者にて御負担いただくこととなります。</p>
5	<p>様式9-3「賃金・物価スライド制度に基づく対象経費内訳表」についてお伺いします。</p> <p>正規雇用職員が当該施設管理とそれ以外の業務を兼務している場合、職員数及び人件費は、勤務実態（時間数）に応じて当該施設に従事する割合の人数・人件費を記載するとの理解でよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、按分により人数に小数が生じることもあり得ますが、差支えありません。</p>

2 梅小路公園

No	質問内容	回答
1	<p>業務仕様書[6]梅小路公園利用状況において、R4年度の実績もご開示ください。</p> <p>またR元年以降、使用料（緑の館、庭園等）に関して、年度ごとの増減が100万円以上発生しているものについては、そ</p>	<p>令和4年度については、募集要項に掲載している令和5・6年度（現指定期間）とは条件が異なることから、可能な範囲で、別表第1のとおりお示しします。</p> <p>なお、令和4年度の利用料金の対象は、緑の館（和室、茶室及びイベント室）及び庭園です。使用料及び利用料金については、イベント等の利用件数の増減及び遊戯用電</p>

	の理由も併せてご教示ください。	車の運休期間並びに新型コロナウイルス等の影響を受け、変動しているものと考えられます。
2	自主事業における直近過去 3 年の収支決算の実績をご教示ください。	別表第 2 のとおりです。
3	指定管理料の算定基準となる根拠として、直近過去3年の収支決算の実績をご教示ください。 また、応募者の公平性を踏まえ、支出項目については、できる限り詳細な実績額を開示してください。 収入項目、支出項目において前年度実績より100万円以上実績差があるものに関してはその理由も併せてご教示ください。	別表第 3 のとおりです。前年度実績から 100 万円以上の実績差については、人件費や物価上昇に伴う各種経費の増加等によるものです。
4	直近過去3年の光熱水費の金額及び使用料をご教示ください。	別表第 4 のとおりです。
5	業務仕様書[6]梅小路公園利用状況において ※で記されている、【※その他の区分】とはどれを指しているのでしょうか。	京都市梅小路公園管理運営業務仕様書 6 梅小路公園利用状況における※部分に記載の「その他の区分」は、区分のうち、その他の場所を除いた区分を指します。
6	業務仕様書3 業務内容 2施設の運営業務 (6)遊戯用電車(チンチン電車)の運営業務において オ 車両定期点検(年4回) カ 電気系統定期点検(年1回) は専門性が高い業務となるため、現状の委託業者及び年間の維持管理費用をご教示ください。	委託先は、現指定管理者の内部情報であるため、開示できません。 点検費及び修繕費は、別表第 5 のとおりです。令和 5 年度は、運休期間の影響で点検費が大幅に減少しています(運休期間:令和 5 年 2 月 2 3 日から 7 月 1 日まで及び令和 5 年 1 2 月 2 4 日から令和 6 年 7 月 1 日まで)。
7	自動販売機の直近過去3年の収入と電気使用料金をご教示ください。	電気使用料金のうち自動販売機に係る電気使用料金のみの抽出はできません。自動販売機の収入は、次のとおりです。

		令和5年度：14,895,078円 令和6年度：15,742,881円 令和7年度：14,426,910円
8	サービス低下を抑えるため、現状の職員配置について、一週間のローテーション及び雇用人数をご教示ください。 (例：常勤社員〇名、パート〇名) 尚、各事務所スタッフ・維持管理スタッフ等それぞれの配置人数も開示ください。(例：〇〇業務担当 〇〇時～〇〇時まで 〇〇名)	1週間のローテーションについては、現指定管理者の内部情報であるため、開示できません。梅小路公園の指定管理業務に係る人員配置は次のとおりです。 公園緑地事業課長1名(他業務を兼務)、管理事務所所長1名、施設管理等担当6名(うち2名は非常勤)、清掃担当4名(非常勤)、花と緑の相談員担当1名(施設管理等業務を兼務)、その他緑化推進担当者4名を適宜配置
9	遊戯用電車(チンチン電車)の運行にあたり、資格は必要でしょうか。	資格は必須としていませんが、運行の安全性を確保するため、現在はバスや鉄道といった公共交通機関等において運転業務に従事した経験のある方に研修を受けていただいたうえで、運行いただいています。
10	遊戯用電車(チンチン電車)の運行にあたり、過去事故実績等がございますか。	現指定期間において、供用時間中における事故実績はありません。
11	直近3カ年の公園全体の修繕履歴をご教示ください。	指定管理者が実施した少額修繕の修繕履歴は別表第6のとおりです。
12	清掃業務について、体制(人数)、時間など、具体的な内容をご教示ください。	業務の仕様書に基づき御検討ください。
13	プレゼンに関して、以下の内容をご教示ください。 ・選定委員の構成 ・申請者参加人数の定員 ・質疑応答の予定時間 ・プレゼンの日程(現段階の候補日等)	京都市建設局指定管理者選定等委員会の委員は、別途のとおりです(https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai/cmsfiles/contents/0000137/137441/meibo.pdf)。公園部会は、熊澤委員、橋本委員、深町委員、山口委員の4名が所属します。 プレゼンテーション審査への参加人数の定員に定めはありません。質疑応答の予定時間は10分程度を予定しています。現時点でのプレゼンテーション審査の候補日は8月17日(月)及び20日(木)です。

14	様式A 指定管理者申請書において、申請団体の名称と、代表者名の横に押印欄があるが、同じ実印で構わないか。	印鑑証明と同様の押印があれば、同じ印影でも差支えありません。
15	様式B 団体の概要において、複数団体での構成グループの場合は代表団体のみで構成企業は必要ないという認識で問題ないか。	問題ありません。
16	様式C 調査同意書においては、複数団体での構成グループの場合は構成企業も含めて提出が必要か。	応募の資格の確認のため、複数の団体が構成するグループの場合は、構成するすべての企業について提出してください。
17	各様式でページ枚数の指定があるものはあるか。	「1 共通 No. 1」の回答のとおりです。
18	様式8の添付資料は、「認定証がある団体のみ提出」という認識でよいか。	認定証等がある場合のみ提出してください。
19	「いのちの森」での川遊びは現管理者（あるいは京都市様）が公式に許可しているものでしょうか。 過去の事故実績などの有無についてご教示ください。 維持管理業務における衛生管理は行っていますか。	河原遊び場における質問として、回答します。 河原遊び場は、親水空間の設えですが専用のろ過、滅菌装置等の備えはなく、自然の水流を模した水辺に足を付けて涼む程度の遊びが想定されています。清掃は、夏休み前等の年6回、水の流れを止め、堆積した落ち葉や砂利等の除去、ブラシによる底面の擦り洗い等の方法で実施をしています。 なお、様々な生き物の棲みかとなっていることから、これまでは薬品等を使用した清掃、管理は実施しておりません。 事故については、令和4年7月に2才男児が滑って転倒し、頭部を怪我した事例が1件あります。
20	公園内で活動されているボランティア団体の数を教えてください。 また、ボランティア活動に対して、管理者からの補助(金銭含む)はどの程度ありますか。	日常的に活動している団体としては、花やみどりに関するグループが2団体、いのちの森モニタリング（生態系の調査）グループ1団体、市電の保全や普及啓発に関するグループが3団体、その他プレイパーク事業においても、プレイリーダーとしてボランティアが活動しています。 いずれのボランティアの活動に対しても、原則として指定管理者としては金銭的な補

		<p>助は行っていませんが、花やみどりの関するグループに対しては、花壇づくり等に使用する資材（花苗、土、肥料等）の提供を行っています。また、専門的知識をもった担当人員を配置し、技術的支援を積極的に実施しています</p> <p>また、市電の保全に関するグループにも、同様に車両の清掃や装飾にかかる資材等の提供を行っています。</p> <p>なお、必要に応じてすべての団体に会議場所（緑の館貸室等）の提供を行っています。</p>
21	<p>公園内（緑の館及び市電展示室を含む）の設備機器の詳細をご教示ください。</p>	<p>主な設備機器について、回答します。</p> <p>【公園施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キュービクル（3基） ・上水受水槽（1基） ・上水滅菌装置（1基） ・上水送水ポンプ（1基） ・井水揚水ポンプ（2基） ・井水受水槽（2基） ・井水送水ポンプ（2基） ・井水循環ポンプ（6基） <p>【緑の館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント室（約153㎡） ・和室（28畳） ・茶室（4.5畳、8畳） ・レストラン ・管理事務所 ・花と緑の相談所ブース ・授乳室 ・消防設備 ・トイレ（2カ所） ・エレベーター <p>【市電展示室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示用市電車両（広軌1型） ・管理事務所 ・管理用ピット ・カウンター ・液晶テレビ

2 2	決算書類等は匿名での提出が必要か。決められたフォーマットがあり匿名での提出が難しい場合はどのように提出すればよいか。	決算書類等については、匿名で提出いただく必要はありません。御提出いただいた後、審査までに本市にて黒塗りします。
2 3	添付資料(関係様式1)管理・運営している類似施設やその他類似事業の実績を示す書類とは、具体的にどのような書類を考えておりますか。	HP のリンクや協定書等の実績が確認できるものを想定していますが、必須で提出いただく必要はありません。
2 4	添付資料(関係様式2)類似施設・事業の特徴を示すパンフレット等がない場合はどのようにすればよろしいでしょうか。	既存のものがない場合、提出いただく必要はありません。
2 5	様式2-3における『規定、マニュアルの作成』の実績証明において、現在他施設で実際に運用しているマニュアルの目次や抜粋(写し)を添付資料として提出することで、評価対象として認められるか、具体的な提出方法をご教示ください。	各種規定、マニュアルについては、目次だけでなく、可能な限り、写しを提出してください。特に、公の施設において共通するような項目(コンプライアンス、個人情報保護、事故防止や緊急対応及び災害対応)に係る各種規定及びマニュアルについては、提出いただくことを推奨します。
2 6	『緑の館』の夜間利用(貸室等)が発生する場合、利用終了時までの職員配置(受付・閉館業務)について、最低配置人員数や満たすべき資格(警備員、防火管理者等)に関する指定・制限はあるかご教示ください。また、直近の年間夜間利用実績(件数・時間帯)についても併せてご教示ください。	夜間利用が発生する場合は、最低1名以上の職員を管理事務所に常駐させてください。資格の有無は問いませんが、施設の適切な運営及び施設利用者への対応並びにセキュリティ一面等を考慮して、必要な人数を確保してください。 なお、令和7年度における夜間利用実績については、別表第7のとおりです。
2 7	直近3~5年間ににおける夜間の苦情・事故・トラブルの発生状況について、主な事例や件数がございましたらご教示ください。	主な事例としては、スケートボードの夜間利用やたき火跡等の不審火です。苦情等の総件数については、お示しできるものではありません。
2 8	様式2-3 コンプライアンス及び個人情報保護に関する規定、マニュアルの作成について、規定・マニュアルのいずれかのみ作成している場合は、「作成していない」に該当しますか。	いずれかのみ作成している場合は、「作成している」にチェックしてください。併せて、いずれかのみを作成している旨を様式内で記述してください。

29	<p>利用促進事業において現管理者が行っている各事業内容、年間支出、集客規模をそれぞれご教示ください。</p>	<p>令和7年度における主な利用促進事業の事業内容及び参加者数は、次のとおりです。 なお、個別の費用算出は実施していません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いのちの森」等での自然観察会 計12回開催 参加者122名 ・子ども緑の学校（子ども自然観察会） 計7回開催 参加者98名 ・プレイパーク・ミニプレイパーク 計23回開催 参加者2,064名 ・春の和の花展・藤袴と和の花展 参加者2,269名 ・グリーンフェア（春・秋） 参加者69,100名
30	<p>添付資料 関係様式Bに記載の組織図・役員名簿・定款・法人登記簿・印鑑証明・納税証明書は【実名】での提出でしょうか。 もしくは【匿名】の場合は決められたフォーマットがあり匿名で提出できない場合はどうすればよろしいでしょうか。</p>	<p>実名での提出で問題ありません。</p>
31	<p>募集要項本文（P.11等）では『正本1部』とある一方、[別紙6]には『2部提出が必要』との不一致が見られます。提案書類全体の提出部数（正本・副本それぞれの必要部数）について、正しい総部数をご教示ください。</p>	<p>訂正します。正本として1部を持参するとともに、副本をメールにて御提出ください。</p>
32	<p>自主事業において現管理者が行っている、各事業内容、実施回数、集客規模をご教示ください。</p>	<p>令和7年度における主な自主事業の事業内容及び参加者数は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園芸、造園関係の講習会等 計62回開催 参加者1,226名 ・紅葉まつり 計15日間 来園者数3,889名 ・公園をよく知るツアー 計10回開催 参加者95名 ・ウォーキング教室 計20回開催 参加者612名
33	<p>自主事業において、入場料を徴収するイベントの実績はございますか。</p>	<p>紅葉まつりにて、入場料を徴収しています。 なお、本入場料については自主事業の収入として指定管理者が収入しています。 令和7年度紅葉まつり：https://www.kyoto-ga.jp/special/momiji2025/</p>

3 4	<p>業務仕様書 [別紙2] ■<参考>大規模イベントの利用実績について、R4年度の実績もご開示ください。</p> <p>また、直近過去3ヵ年における大規模イベントの実施回数・合計開催日数をご教示ください。</p>	<p>令和4年度については、募集要項に掲載している令和5・6年度（現指定期間）とは条件が異なることから、可能な範囲で、別表第8のとおりお示しします。</p> <p>令和5年度から令和7年度における大規模イベントの実施回数及び合計開催日数は次のとおりです。</p> <p>令和5年度：2回、合計開催日数11日 令和6年度：1回、合計開催日数7日 令和7年度：1回、合計開催日数7日</p>
3 5	<p>利用促進事業、自主事業の実施にあたり、協賛企業からの協賛金を活用している実績があればご教示ください。</p>	<p>現指定管理者の内部情報であるため、開示できません。</p>
3 6	<p>朱雀の庭の管理作業実施体制をご教示ください。（常駐or定期管理）</p>	<p>日常的な管理として、毎日公園事務所スタッフによる除草・清掃を実施しています。</p> <p>このほか、週2日以上、再委託先の造園会社（造園技術者）による植栽管理、池清掃等を実施しています。</p>
3 7	<p>朱雀の庭の過去3年間の管理作業実績をご教示ください。（月ごとの作業内容・人員）</p>	<p>管理作業は、指定管理者及び再委託している造園会社（造園技術者）で実施しています。作業内容は、以下のとおりです。</p> <p>基本剪定 … 4～6月、10～2月 補植 … 6月、9月、3月 花壇管理 … 6月、9月、11月（花床管理は毎月） 病虫害駆除 … 4～5月、7～8月、10月、1～2月 芝刈り … 4～5月、7～9月、11月 施肥 … 4月 除草及び清掃 … 毎月 竹柵補修 … 4～5月、9～10月、1～2月 池清掃……毎週</p>

38	朱雀の庭の過去3年間の修繕実績をご教示ください。	指定管理者による梅小路公園朱雀の庭修繕実績（令和5年度～令和7年度）は次のとおりです。 令和5年度：1,330,230円（入口扉修繕・フェンス修繕・滝ポンプ修繕等） 令和6年度：537,878円（足元灯修繕・ロープ柵修繕等） 令和7年度：1,391,038円（水鏡修繕・排水バルブ修繕・ロープ柵修繕等）
39	ボランティア団体（植栽系）が活動する際の休憩場所等があればご教示ください。	管理事務所の西側のバックヤードにあるプレハブ施設の一部を利用いただくことがあります。
40	上記団体への資材提供等があれば、実績をご教示ください。	「2 梅小路公園 No.20」のとおりです。
41	いのちの森の過去3年間の管理作業実績をご教示ください。	年間管理作業は、次のとおりです。年度による差異はありません。 除草（田んぼエリア等中央部）：年4回 池及び流れ清掃：年4回 園地清掃：年24回 池浚渫（カワセミの崖周辺）：年1回 園路沿いの支障枝剪定、倒木処理、枯枝除去、つる植物除去：適宜 田んぼ農作業（稲作）：年1回
42	芝生広場の芝張替等の実績をご教示ください。	現指定期間における芝生広場の芝張替等の実績は、次のとおりです。 令和5年度 播種 400㎡ 令和6年度 播種 400㎡ 令和7年度 張芝 350㎡
43	朱雀の庭・いのちの森での管理作業は、日中想定でも問題ありませんか。ご教示ください。	問題ありません。ただし、来園者がいることから安全性には配慮してください。
44	資機材の置き場の有無をご教示ください。	管理事務所の西側のバックヤードを指定管理者の資機材の置き場として御利用いただけます。

4 5	指定管理範囲西側の緑道において、貴市とJR様の境界は、既設コンクリート杭で間違いないでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。
4 6	様式6に「朱雀の庭、いのちの森の魅力発信による特別な空間演出」とありますが、これらの有料エリアにおいて、民間事業者が夜間ライトアップイベントや、限定的な飲食・物販等の収益事業を企画・実施することは制度上可能でしょうか。	イベント利用を受付しているエリアは、梅小路公園イベント利用の手引に記載の①七条入口エリア、②中央園路エリア、③芝生広場エリアとし、この他のエリアにおいては、第三者の利用対象外としています。ただし、指定管理者が実施する事業にあつては、この限りではありませんので、自主事業として民間事業者と共催で朱雀の庭、いのちの森の夜間ライトアップイベントを実施いただくことは可能です。「朱雀の庭、いのちの森の魅力発信による特別な空間演出」の一環として、物販を実施いただくことは可能ですが、当該エリアは環境省の自然共生サイトに認定されているエリアであるため、飲食の可否については、指定候補者として選定された後、その事業の詳細についてお示しいただき、協議のうえ判断します。
4 7	様式6および様式9-1において「利用料金還元金（イベント利用によるものに限る）」とありますが、この対象となる「イベント利用」の定義（公園全体の貸切、広場単体の占用、あるいは指定管理者が自ら主催する自主事業の入場料収入なども含むのか）を教えてください。	対象となるイベント利用は、公園全体の貸切や広場単体の占用等、イベントで利用する面積の大小に関わらず、「興行を行うこと」又は「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」として、指定管理者が許可するものです（法第7条第1項第6号及び梅小路公園条例第3条参照）。なお、還元金の対象は利用料金収入であるため、入場料収入は対象となりません。また、ステージの利用についても対象外です。
4 8	「市電展示室とパークカフェ」、「市電ひろばと市電ショップ&カフェ」、「緑の館とレストラン」など、指定管理者が管理する範囲に他の公園施設管理者（京都市許可）が管理する範囲が一体的となっている施設があります。このような施設での①消防設備点検その他の各種付帯設備点検の実施、②設備の不具合が発生した場合の修繕について、費用及び実施	「市電展示室とパークカフェ」、「市電ひろばと市電ショップ&カフェ」、「緑の館とレストラン」等の指定管理者が管理する範囲に他の公園施設管理者が管理する範囲が一体となっている施設について、消防設備点検及びその他の各種付帯設備点検の実施については、指定管理者で実施してください。ただし、他の公園施設管理者が管理する範囲において、設備の不具合が発生した場合の修繕については、その範囲の公園施設管理者もしくは本市にて実施します。

	責任を、その施設管理者に負担していただけたらと考えて良いでしょうか。	
49	指定管理区域内のインフラ設備（電気、水道等）の故障・不具合等により、他の公園施設管理者（京都市許可）に営業損失や設備損傷等の損害が生じた場合の指定管理者の責任の範囲について、ご教示ください。	その事由及び責任の所在により、判断することになります。 基本的な考え方としましては、募集要項に記載のとおり、施設及び設備等の修繕において、指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損傷については、指定管理者の責任として、御対応いただくこととなります。

<別表第1> 令和4年度梅小路公園利用状況

(単位：千円)

区 分	令 和 4 年 度
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（ステージ・その他の場所） 業として行う撮影	8,624
緑の館 和室、茶室及びイベント室	5,798
庭園	2,911
遊戯用電車 (チンチン電車)	3,248
小計（使用料）	11,872
小計（利用料金）	8,709
合 計	20,581

<別表第2> 自主事業における収支状況（令和5年度～令和7年度）

（円）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ア 収入状況			
自主事業	18,881,948	19,413,541	18,082,150
収入計	18,881,948	19,413,541	18,082,150
イ 支出状況			
人件費	8,365,198	7,934,128	9,048,735
事業費	4,545,736	4,732,182	5,403,084
その他	659,416	713,645	636,383
支出計	13,570,350	13,379,955	15,088,202
ウ 収支			
収支	5,311,598	6,033,586	2,993,948

<別表第3> 指定管理業務における収支状況（令和5年度～令和7年度）

（円）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ア 収入状況			
委託料	142,000,000	142,000,000	142,000,000
利用料金	14,292,420	15,538,750	15,932,340
収入計	156,292,420	157,538,750	157,932,340
イ 支出状況			
人件費	54,843,796	56,382,421	56,448,472
事業費	35,604,277	32,786,695	33,547,282

委託費	52,871,623	55,007,384	54,863,553
少額修繕費	6,970,267	6,119,667	5,262,582
その他	5,704,160	5,861,988	5,624,092
支出計	155,994,123	156,158,155	155,745,981
ウ 収支			
収支	298,297	1,380,595	2,186,359

<別表第4> 光熱水費及び使用量（令和5年度～令和7年度）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
光熱水費（円）	19,440,047	19,406,013	19,508,131
内訳			
上下水道使用料（円）	9,536,547	9,239,548	9,447,370
上下水道使用量（m ³ ）	16,770	16,477	17,717
電気使用料（円）	9,894,210	10,157,357	10,051,653
電気使用量（kwh）	414,758	386,224	396,956
ガス使用料（円）	9,290	9,108	9,108
ガス使用量（m ³ ）	1	0	0

<別表第5> 遊戯用電車（チンチン電車）の点検費及び修繕費（令和5年度～令和7年度）

（単位：円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
点検費（計5回）	276,936	1,136,364	1,159,906
修繕費	0	0	1,516,350

<別表第6> 指定管理者による梅小路公園修繕実績（令和5年度～令和7年度）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
主 な 修繕内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ローリースライダー[®]パーツ取替修繕 ・大宮受水槽用全自動滅菌装置内残留塩素計取替 ・梅小路公園緑の館漏水修繕 ・梅小路公園朱雀の庭滝ポンプ交換 ・市電ひろば内防犯カメラ修繕費用 ・梅小路公園滅菌装置修繕費用 ・朱雀の庭入口門扉修繕 ・朱雀の庭・いのちの森動線安全確保に係る補修 ・梅小路公園大宮男子トイレ便器修繕 ・園内各所足元灯不点修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央池送水ポンプ[®]交換工事 ・緑の館消防設備不備改修 ・第2キュービクル修繕他 ・野外ステージ土間修繕 ・朱雀の庭野筋沿いロープ[®]柵修繕費 ・回廊テント補修 ・自動販売機電源設備修繕等 ・いのちの森橋梁前部分真砂土舗装補修 ・七条入口総合案内所市電揚げ[®]修理 ・朱雀の庭券売機改修 	<ul style="list-style-type: none"> ・朱雀の庭池排水バルブ[®]修繕費 ・朱雀の庭流れ補修作業 ・市電案内所他修繕 ・トイレ漏水復旧他修繕 ・緑の館トイレ元バルブ[®]修繕費 ・すぎくゆめ広場案内板、七条入口案内図修繕作業 ・市電展示室前雨水排水溝の設置業務 ・みどりの館1F自動ドア北側土間排水溝修繕 ・梅小路公園ロッククライム[®]パ[®]ネル修繕 ・梅小路公園朱雀の庭ロープ柵修繕
合計金額	6,970,267 円	6,119,667 円	5,262,582 円

<別表第7> 緑の館における貸室夜間利用実績（令和7年度）

（単位：時間）

時間帯	和室	茶室1	茶室2	イベント室
17時～18時	113	94	128	142
18時～19時	85	73	83	111
19時～20時	67	62	59	88
20時～21時	61	57	51	73
合計	326	286	321	414

<別表第8>令和4年度の利用実績における使用料の内訳

(単位：千円)

		令和4年度
興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（ステージ・その他の場所）、業として行う撮影		8,624
	うち、大規模イベント利用に係るもの	2,036

3 宝が池公園子どもの楽園

質問はありませんでした。

4 円山公園

質問はありませんでした。

5 東本願寺前市民緑地

No	質問内容	回答
1	指定管理者が自ら主催するイベントを開催する場合、自らに対して利用料金を支払い、当該収入を指定管理者の収入として計上したうえで、還元率に基づき本市へ納入するという会計処理で問題ないか。また、その場合の具体的な手続きを教えてください。	イベントの申請者が指定管理者の場合であっても、許可権者である指定管理者に対し、その利用に係る利用料金をお支払いいただく必要があります。指定管理者が納めた利用料金も含め、イベント利用に係る利用料金収入の一部を、御提案いただく還元率に基づき本市へ納入していただきます。 イベント利用に係る利用料金収入については、月次報告書等で本市に報告し、利用料金還元金については、各年度終了後、本市が指定する期日までに納付書にて納めていただきます。
2	利用料金還元金の本市への納入タイミングについて、年度末一括か月次かを教えてください。	

3	募集要項に記載のある「京都市建設局所管の市民緑地における利用料金減免基準」について、減免の対象となる具体的な条件と、申請主体（指定管理者自身も申請できるか）を教えてください。	市民緑地条例第6条のとおり、市民緑地の全部又は一部を独占して利用する場合には、その利用に係る料金をお支払いいただく必要があります。 ただし、京都市建設局所管の市民緑地における利用料金減免基準のとおり、減免が可能となる場合があります。減免の対象となる条件と申請主体は、同基準1各号のとおりです。申請者が指定管理者又は同基準1第1号から第9号に当てはまらない際には、当該イベントの公共性を国又は地方公共団体が認める場合に、減免の対象となる場合もあります。ただし、同基準1のとおり、営利を目的とした物品の販売又は出店をする場合のその使用範囲については、減免の対象にはなりません。
4	指定管理者または第三者が施設内で無料のイベントを開催する場合、利用料金は発生するか。発生する場合はその算定根拠を教えてください。	募集要項に記載のとおり、指定管理料の支払い方法については、指定候補者の提案に基づき、協定書において定めます。
5	指定管理料の支払いタイミングについて、年度一括払いか、四半期払いか、月次払いかを教えてください。	構成団体の役割分担について制約はありませんが、共同事業体の代表となる団体は、次の3つの権限を有すこととします。 1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、京都市との関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限
6	共同事業体（JV）で応募する場合、構成団体の業務範囲や役割分担について制約はあるか。例えば、代表団体が統括・経理・維持管理を担い、構成団体がそれぞれ植栽管理・自主事業を担う形は認められるか。	常駐人員の配置は必須ではありません。イベント等の受付については、利用者からの許可申請や問い合わせに対応できる体制であれば、電話・オンライン対応であってもかまいません。ただし、日常の維持管理及び緊急時の現地対応並びにイベント時の門扉や電気ボックスの鍵の受け渡し等は御対応いただく必要があります。また、広場の面積に限りがあることから、仮設テントやプレハブ等の設置は認められません。
7	管理事務所が設置されない中で、平日午前9時から午後5時の受付体制について、常駐人員の配置が必須か、または電話・オンライン対応のみでも可能かを教えてください。また、受付場所として仮設テントやプレハブ等の設置は認められるか。	春の法要及び報恩講については、例年の実施時期が決まっていることから、事前に東本願寺と調整を行っていただく必要があります。その他、東本願寺が主催する催事にあっても同様に東本願寺と調整してください。調整を行わず、予約受付を実施した
8	東本願寺の優先利用期間（報恩講・春の法要等）中に、第三者からのイベント利用予約が既に入っていた場合、調整・キャンセルの責任は指定管理者が負うか。また、予約受付の開	

	始時期と方法について教えていただきたい。	場合の調整・キャンセル責任については指定管理者にて対応してください。 イベントの予約受付及び方法については、東本願寺前市民緑地におけるイベント利用の手引を参照してください（ https://ohigashisan-hiroba.jp/facility/ ）。
9	修学旅行バス受入れ期間（毎年 5～6 月、最長 60 日間）中に、別エリアでイベントを同時開催することは可能か。また、その際の警備員の配置義務や安全管理上の責任の所在を教えてください。	修学旅行バス受入れは優先利用であることから、イベントの同時開催は基本的には想定していません。ただし、京都市都市計画局等にイベント併催の可否を確認のうえ、修学旅行バスの受入れに支障を及ぼさない小規模なイベントに限って、実施した事例があります。併催を許可する場合、指定管理者においては優先利用に支障を及ぼさないことを前提として、イベント主催者及び京都市都市計画局等と協議のうえ、施設の適切な運営及び安全面等を考慮し併催の可否を御判断いただき、必要な管理を行ってください。
10	イベント主催者が電源ボックスを使用する場合の具体的な手続き（事前申請の方法・期限等）と、電気料金の徴収フロー（指定管理者が立替請求するのか、主催者が直接支払うのか）を教えてください。	イベント主催者は、イベントの申請と併せて、電源の使用の有無についても申請することになります。イベント利用に係るスケジュール等については、東本願寺前市民緑地におけるイベント利用の手引を参照してください （ https://ohigashisan-hiroba.jp/facility/ ）。 なお、施設内の電気料金については、東本願寺所有の照明灯分も合わせて、指定管理者が電力会社に支払ってください。イベント主催者が電源ボックスを使用した場合は、イベント主催者が指定管理者に利用料金を支払うことになります。
11	市内中小企業への加点（審査合計得点の 2%）について、共同事業体で応募する場合、代表団体ではなく構成団体のみが市内中小企業に該当する場合も加点対象となるか。	共同事業体で応募する場合に、構成団体のみが市内中小企業及び市内に本拠を置く団体である場合も、加点対象となります。
12	芝生広場において大規模イベントを開催する場合、養生シートの敷設等の養生義務はあるか。また、イベントにより芝が損傷した場合の修繕費用は指定管理者の負担となるか。	芝生広場のイベント利用にあたって、芝生の養生は義務としていませんが、原状復旧することを許可の条件としています。イベント主催者が、指定管理者の場合も同様です。

1 3	<p>指定管理者が加入する施設賠償責任保険について、第三者が主催するイベント開催中に来場者が負傷した場合、当該保険の補償対象となるか。また、指定管理者が主催する自主事業中の事故については別途イベント保険への加入が必要か。</p>	<p>イベント開催中に来場者が負傷した場合については、その事由及び責任の所在により、補償の対象か判断することになります。自主事業に係るイベント保険への加入については、東本願寺前市民緑地におけるイベント利用の手引に記載のとおり、イベントの開催を原因として発生した事故等への対応策として、主催者に対し、イベント保険へ加入する等、主催者側で責任をとれる体制を取るよう求めており、指定管理者の自主事業においても同様に、事故発生時の責任体制を確保してください。</p>
1 4	<p>電源利用料金につきまして、現在（2026年6月時点）の100円/4hから120円/4hに改定されておりますが、この増額分は京都市へ還元する対象となりますでしょうか。</p> <p>また、還元対象となる場合、その際の名称（「〇〇還元金」等）についてもご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>令和9年4月1日付けで、電源の利用料金の上限額が100円/4時間から120円/4時間へ改定されますが、これは次期指定期間中における物価上昇を見据え改定したものであることから、本改定による差額を本市へ還元いただく必要はありません。</p> <p>ただし、募集要項に記載のとおり、指定期間中において、条例改正により利用料金の上限額が改定され、本市要請により利用料金額を引き上げた場合、指定期間開始時点の利用料金上限額と差額が生じるため、その差額については、還元いただくこととなります。</p>
1 5	<p>現在、施設利用料金（㎡当たり160円）を徴収したうち、㎡当たり30円を京都市へ還元しております。この還元金の名称（「〇〇還元金」等）についてご教示いただきたく存じます。</p> <p>また、当該還元金につきましては、仕様書上に明確な記載はないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>現指定期間中において、令和7年6月1日付けで利用料金の上限額を改定したことに伴い、本市要請により利用料金額を上限額まで引き上げていただいた改定については、指定期間中において、指定管理期間開始時点の利用料金上限額と差額が生じたことから、利用料金還元金として、本市への還元金が発生しています。</p> <p>利用料金還元金については、東本願寺前市民緑地管理運営業務仕様書 5 指定管理者と本市の責任分担に記載のとおり、指定期間中において、同様の事例が発生した場合、差額について、還元いただくこととなります。</p>
1 6	<p>利用料金還元金の最低還元率につきまして5%と記載されておりますが、自主事業還元金の最低還元率につきましても、同様に5%との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>東本願寺前市民緑地における自主事業還元金の還元率については、本市が基本とする還元率（10%）を参考に御提案ください。</p>